

- 1 制定する条例 三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（案）
- 2 省令 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66）
- 3 根拠法令 介護保険法第115条の46第4項

省令対照表

町条例（案）目次	目次（規定項目）	独自 基準	基準の 類型	省令	
第1条	趣旨	無し	参酌	【法第115条の46第4項】	
第2条	定義	—	—		
第3条	包括的支援事業の基本方針	無し	従う	【法第115条の46第4項】	
第4条	地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数	職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準	無し	従う	【第140条の66第1項イ】
		職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項	無し	参酌	【第140条の66第1項ロ】